

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養の実施について

県では、新型コロナウイルス感染症患者については、子育てや介護等の特別な事情がある場合を除き、入院及び宿泊療養での対応を原則としてきた。現下の感染者の急増を踏まえ、自宅待機者へのフォローアップ体制を構築したうえで、当面の間、自宅療養を実施する。

1 自宅療養の対象者

65歳未満の陽性者もしくは、子育てや介護等の特別な事情があり、宿泊療養に適さない者などで、①かつ②の条件を満たす場合については、健康福祉事務所等の判断により、自宅療養を可能とする

【自宅療養が可能な条件】

- ① 無症状または軽症（呼吸器症状・息切れなし等）で酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者
- ② 独居または同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が行える者

【陽性患者の療養区分の目安】

療養場所については、概ね下表の区分を目安とするが、具体の対応については、例えば、基礎疾患がある者、妊婦、食事制限が必要な者等個別の状況に応じて判断

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO ₂ ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿泊療養 ：医療強化型	無症状または軽症者。 65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者。
自宅療養	65歳未満の無症状または軽症者等で自宅で感染対策が行える者。

2 健康観察等フォローアップ体制（健康福祉事務所等で実施）

- ① 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談
- ② 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等
- ③ 体調が悪化した場合の訪問診療の実施（医療機関に対し、5万円/日を支援）
- ④ 希望者への食料品（5日分/セット）・衛生資材等の配布（県看護協会の調整により業者配送）

3 公表資料の変更

1 検査陽性者の状況（令和3年4月7日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					入院・宿泊療養調整等		その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	入院		中等症以下	重症	宿泊療養	入院調整	入院調整			
312,596	21,536	626						548	78	574

入院・宿泊療養調整等		→	入院・宿泊療養調整等		自宅療養
入院調整			入院調整		
935	498		635	498	300

4 スケジュール

4月10日から実施